

平成29年度 事業計画

【使命・経営理念】

小平市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、「市民の誰もが安心して暮らせる福祉のまち『こだいら』」の実現を目指すことを使命とします。また、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

- (1) 市民参加・協働による福祉のまち「こだいら」の推進
- (2) 利用者本位の福祉サービスの実現
- (3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- (4) 福祉ニーズに基づく新たな事業への取組

【方針】

地域の福祉課題・生活課題は多様化・複雑化しており、対象者別の社会福祉制度では対応が難しくなっています。そうした、いわゆる複合課題、制度の狭間の問題については、様々な機関・団体が地域住民等と連携し、分野を問わず包括的に相談・支援の仕組みを構築していくとともに、地域全体で支えることが求められています。

地域福祉の中核を担う社会福祉協議会においても、求められる専門性や役割、対象範囲が広がりを見せています。これまで進めてきた様々な課題に対する解決に向けた具体的な取組みや仕組みづくりをより一層進め、新しい地域包括支援体制の構築に向け、積極的に役割を発揮していく必要があります。

今年度、小平市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、高齢分野に限定しない地域包括ケアシステムの構築のために、組織横断的に連携し総合的な事業展開に努めていきます。

地域包括支援センターに配置している「生活支援コーディネーター」や、今年度より本格的にモデル地区にて展開する「地域福祉コーディネーター」による問題解決・地域活動の支援等に加え、生活困窮者の自立に向けた支援など複雑な諸課題に対して一体的に取り組みます。

また、愛称を「たいよう福祉センター」とした「小平市立障害者福祉センター」及び「小平市立あおぞら福祉センター」においては、指定管理者として、これまで以上に利用者の立場に立ち、福祉サービスの質の向上と、よりきめ細かい事業運営に努めます。

本会職員においては、より高い専門性とコミュニティソーシャルワークを身に付け、地域住民、関係機関・団体とのより一層の連携と、行政とのパートナーシップのもと、地域福祉を推進していきます。

社会福祉法人制度改革が進行するなかで、経営組織のガバナンスや財務規律の強化に取り組むことはもちろん、社会福祉法人に求められている社会貢献事業についても、地域の社会福祉法人と連携し、事業を展開していきます。

本会では、「市民の誰もが安心して暮らせる福祉のまち『こだいら』」の実現のために、地域を支え、また地域に支えられる存在として、これまでの顔と顔の見える関係づくりから、さらに一歩進み、手と手をつなぎ支えあえる関係づくりに努めていきます。

【重点目標】

- 1 基幹型地域包括支援センターの業務を通じ、地域包括支援ネットワークなどによる個別支援にとどまらず、地域の包括的支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指すなど地域支援につながる事業を展開し、地域福祉の向上に努めます。
- 2 「権利擁護センターこだいら」は相談機能を強化し、支援を必要としている方々が地域で安心して生活が送れるよう、地域包括ケアシステムを構築し、関係機関や団体等と連携を図りながら、ニーズの早期発見、生活課題の解決に努めます。また、成年後見に関する市民ニーズに対応するため、引き続き、成年後見人に対する支援を行うとともに、市民後見人の育成に努めます。
- 3 「小平市障がい者地域自立生活支援センター」は支援を必要としている障がい者と家族の相談支援を充実させるため、関係機関との連携強化を図るとともに、相談支援のあり方を小平市地域自立支援協議会と協働して研究します。
- 4 ボランティア等の多様な活動を支援しながら、住民主体の地域福祉活動を進めます。また、その中心的な役割を果たす地域福祉コーディネーターをモデル地区に配置し、多様な活動や拠点づくりなど小地域福祉活動として住民同士の支え合い活動とその担い手育成を積極的に支援します。
- 5 「小平市立障害者福祉センター（たいよう福祉センター）」、「小平市立あおぞら福祉センター」では、利用者の権利擁護と意思決定支援に配慮し、さらなるサービスの質の向上と指定相談支援事業者としての相談機能の充実に努め、もって地域の社会福祉施設として共生社会の実現を目指します。
- 6 「第2期小平市社協発展強化計画」の計画最終年度を迎えるにあたり、これまで展開している諸事業の取組みの総括と、新たに明らかになった諸課題を整理し、「第3期小平市社協発展強化計画」を策定します。
- 7 地域福祉活動を実践する市民の育成及び展開を通じて、福祉ニーズの発見や福祉人材の発掘を進め、本会の活動基盤の強化とニーズに応じた事業展開を目指すため、地域福祉推進員制度を推進します。
- 8 「こだいら生活相談支援センター」では、複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応し、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携し、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。

【実施事業】

1 法人運営係

(1) 社協運営 法人

本会の運営を充実させるために、社会福祉法人改革の趣旨を踏まえ、役員及び組織体制等の強化を図ります。事業の推進にあたっては、効率的な取組を行うとともに、事務経費等の節減に努めます。

① 役員会等の開催

本会の運営を円滑に遂行するための会議等を開催します。

- ア 評議員会
- イ 理事会
- ウ 三役会
- エ 監事会
- オ 地域福祉推進員会
- カ 各種研修会への参加

② 管理運営の充実

- ア 個人情報保護に関する取り扱いについての周知徹底及び情報セキュリティ対策を推進します。
- イ 職員研修の充実により、専門知識の習得や職員の自己啓発意欲を高めるとともに、職員の能力の向上を図ります。
- ウ 執務環境の整備・充実により仕事の効率化を図るとともに、誰もが立ち寄りやすい環境をつくります。
- エ 小平市との連携を密にし、運営の充実を図ります。
- オ 時代の要請や地域のニーズに即応した効果的・効率的な組織体制の整備を図ります。

(2) 調査研究 法人

- ① 今後の本会の活動基盤をなす地域福祉推進員制度のさらなる充実に向けて研究を進めます。
- ② 小平市の地域性を勘案した「地域包括ケアシステム」構築に向けた研究を進めます。
- ③ 各種基金の有効活用に向けた研究を進めます。

(3) 連絡調整 法人

- ① 「第三次小平市地域福祉活動計画」に基づき、市民や小平市をはじめ、関係諸機関・団体等との連携を強化し、地域福祉の推進に向けたネットワークを構築します。
- ② 住民主体の地域福祉活動を円滑に進めるため、民生委員児童委員や自治会などの住民組織等との連携を進めます。
- ③ 「社会福祉法人に求められている社会貢献事業」について、地域の社会福祉法人等と連携し、地域貢献の推進に向けたネットワークを構築します。

(4) 普及宣伝 法人

- ① 「社協だより」、「社協ホームページ」、「社協事業案内パンフレット」等を通して、市民や関係諸機関・団体等に対して、事業の紹介や活動の周知に努めます。特に、社協だよりについては、引き続き全戸配布を行うことで、市内全域に、福祉を中心とした情報を積極的に発信します。また、講座の情報や事業所の取組をまとめたパンフレット等により、本会の事業や活動を市民に分かりやすく伝えます。

- ② 会員増強を図るためにあらゆる機会を通じて本会を広報し、会員加入を呼びかけます。
- ③ 市民まつり、社協福祉バザー等を通じ、広報活動を行います。
- ④ 寄付金等については、その活用結果を適宜報告します。

(5) 式典等の開催 法人 地域

- ① 「安心・快適・健康に暮らせる福祉のまちづくり」について、市民とともに考える場として「福祉のつどい」を開催します。
- ② 「小平市高齢者福祉大会」を開催します。

(6) 緊急援護 法人

- ① 緊急に援護を必要とする方に対し、交通費等の援助を行います。
- ② 火災等の罹災者に対し、見舞金を贈ります。
- ③ 緊急的かつ一時的に食糧が必要な方に対し、食糧を提供します。

(7) ひとり親家庭福祉 法人

交通遺児家庭への見舞金の支給及び遺児に対し学費を援助します。

(8) 備品（機材等）の貸出 法人

- ① 車いすの貸出を行います。
- ② 機（器）材の貸出を行います（行事用テント、福祉体験用具等）。

(9) 収益の取り組み 自販 手作

- ① 自動販売機を設置し収益事業を展開します。
- ② ボランティアによる手作り作品の販売を行い、その収益を地域福祉活動に活かします。

(10) 地域における公益的な取り組み 法人

- ① 市内の社会福祉法人と連携し、地域ニーズの把握に努めるとともに新たな事業展開を進めます。
- ② 東社協を事務局とする「東京都地域公益事業推進協議会」に参画し、全都的に展開される取り組みにも協力していきます。

2 地域福祉推進係

(1) ボランティアセンターの運営 ボラ

① 運営方針

ボランティアセンターは、地域の生活課題について、必要に応じてボランティア活動団体等と協働して事業に取り組むなど、ボランティア活動等を積極的に支援します。

福祉分野を中心としながらも、狭義の領域にとどまらず、多様な活動の情報把握に努め、

地域福祉コーディネーターや他機関と連携し、住民主体の課題解決につながるよう、計画的な地域の人材養成や活動を支援していきます。さらに、東部・西部ボランティアコーナーの機能を拡充・発展させ、市民の身近な相談や地域福祉活動の支援拠点を目指します。

② 地域福祉人材養成

ア ボランティア、地域活動等の新たな担い手を発掘・養成するため、各種講習・講座や啓発事業を実施します。また、テーマや内容により、ボランティア活動団体からのニーズに基づいた共催事業にも取り組みます。さらに、災害時に備えた、「日頃からの顔が見える関係づくり」を推進するため、訓練や講座修了者を中心とした交流の場を充実に努めます。

イ 市内公立小・中学校の「総合的な学習の時間」等において、地域で子どもを育て、豊かな心を育むことを目的に、手話、点字、ガイドヘルプ、知的障がい、高齢者擬似体験等の福祉体験学習等をボランティアや障がい当事者、地域の関係施設等の協力を得て実施します。

③ 地域におけるネットワークの強化

ア ボランティア活動等に関する相談や登録団体間の連携、ネットワークの強化などボランティア活動のさらなる環境整備に努めます。

イ 市内福祉施設とのネットワークを推進し、より福祉力の高い地域づくりができるよう、地域福祉のプラットフォームとしての役割を果たしながら、施設間の主体的な連携が深まる支援や施設と地域住民とのより良い関係づくりに努めます。

④ 広報・啓発の充実

ボランティア活動や地域の福祉活動等に関する情報を広く効果的に市民に提供するため、社協だより及び「こふくだより mini」の発行やホームページ等を通して双方向の情報提供に努めます。

⑤ 防災・減災に関する取組みの充実

災害時におけるボランティア活動等に関する協定書に基づいて策定した、災害ボランティアセンターマニュアルに従い、「災害ボランティアセンター」を速やかに設置できるように、日頃から小平市や関係機関・団体との連携を図るとともに、市民との協力関係づくりに努めます。また、遠隔地からの人材や物資のほか、情報支援等を受けられるよう、新たな協定先を検討していきます。

⑥ ボランティア活動の環境整備

ア 市民が安心してボランティア活動に参加できるよう「ボランティア保険」の相談、受付けを行います。

イ 活動室や印刷機、備品の貸出しを行い、ボランティアセンター登録団体の活動を支援します。

ウ ボランティア団体等の活動支援のため、助成金などの情報提供を行います。

(2) 小地域福祉活動の推進 地域 ボラ

① 地域福祉コーディネーターの配置

各種事業や相談業務を通じて把握した個別の生活課題を専門機関や事業につなげるとともに、制度の狭間にある課題については、ボランティアや地域住民等が協力して地域（小地域）で解決できる環境づくりを進めます。

そのために、①個別支援 ②地域の生活支援の仕組みづくり ③地域で解決できない問題を解決していく仕組みづくりという3つの役割に加え、一定の小地域圏域にアウトリーチして、住民と協働して問題解決に取り組む専門職としてのコミュニティワーカーである「地域福祉コーディネーター」をモデル地区に配置します。

- ② 地域住民等が中心に運営する「ほのぼのひろば」や「地域サロン」「体操教室」など多世代交流の場などの小地域活動を積極的に支援するとともに、地域の実情に合った多様な活動を地域住民とともに推進し、活動の担い手育成や関連講座の開催等の支援も行います。

(3) 小平市子ども広場の運営 子ども

小平市から「子ども広場」の運営（市内6か所）を受託し、乳幼児をもつ保護者の交流と子育て相談等をより身近な地域で行い、子育て中の保護者を支援するとともに、中学生までの子どもの社会性や豊かな心が育くめるよう、安心・安全な遊びの場やイベント等を提供します。

(4) 高齢者福祉 地域 交流

① 高齢者の交流の場として、市内の地域センター等を利用した、住民が主体となっている「ほのぼのひろば」の運営を支援するほか、介護予防の拠点として小平市から指定管理を受け、小平第二小学校内で、趣味活動や軽運動、小学生との異世代交流を通して高齢者の介護予防を図っている「高齢者交流室」の体制を充実し、地域の仲間づくりの支援や介護予防のための体操、健康相談等を行います。

② 居場所・拠点づくりとして「小平市高齢者交流活動支援事業」を受託し、高齢者を主体とした多世代を含めた自発的な交流活動の拠点に対して、その立上げ費用や運営費などの助成を行い、誰もがいきいきと暮らせる地域社会の支えあいを進めていきます。

(5) 障がい児・者福祉 ボラ

① 聴力障がい者支援の一環として、初心者手話講習会を開催し、障がい理解の促進を図るとともに、ボランティア活動への関心を高めます。

② 障がい者の当事者団体と協働し、「障がい」についての理解と啓発に努めます。特に、「こだいらあんしんネットワーク」の活動を通し、避難行動要支援者の課題解決や地域への啓発活動に取り組みます。

(6) 社協福祉バザー 地域

本会の活動の周知と自主財源確保のため、市民、自治会、本会地域福祉推進員、関係機関、登録団体やボランティア等の協力を得て「社協福祉バザー」を実施します。

(7) 共同募金地区協力会活動 ボラ 歳末

地区協力会の活動を通じて、関係団体相互の理解促進や、住民の生活課題の解決のための連携強化を図ります。

また、募金活動の実施にあたっては、市民の理解と協力を得るために諸事業の趣旨を十分周知するとともに、その結果についても適宜報告します。

① 赤い羽根共同募金

小平地区協力会として、社会福祉事業実施団体を支援するため、当事者団体、地域福祉推進員、自治会、小・中学生、ボランティア等の協力のもとに共同募金活動を広く展開します。

② 歳末たすけあい・地域福祉活動募金

地域福祉活動の充実及び要保護世帯への見舞金、ボランティア・市民活動を営む団体等を支援するために、地域福祉推進員・自治会等の協力のもとに歳末たすけあい・地域福祉活動募金を広く展開します。

(8) 共同募金配分事業 ボラ 歳末

配分推せん委員会において、公平な判断のもと、次のとおり募金を配分します。

① 赤い羽根共同募金配分事業

福祉施設や地域福祉団体が行う社会福祉事業等の推進を支援します。

② 歳末たすけあい・地域福祉活動募金配分事業

ア 要保護世帯に年末見舞金を贈ります。

イ 募金配分金を財源として、ボランティア団体・市民活動団体や福祉団体等への助成、高齢者の交流など地域福祉活動の充実を図ります。

(9) 各種団体への支援 地域

① 障がい当事者、団体及び施設の活動を支援します。

② 市内高齢クラブの活動を支援します。

③ 各地区の子ども会等の活動を支援します。

④ 母子寡婦団体の活動を支援します。

⑤ 遺族会の活動を支援します。

3 福祉相談係

(1) こだいら生活相談支援センターの運営 生福 低所得 困窮 法人

① 運営方針

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等により、生活困窮者の自立を促進するとともに、生活困窮者の支援を通じた地域づくりを推進します。

② 相談体制の強化 生福 低所得 困窮

「相談ごとがある時は、まずは社協に聞いてみよう」と言っていただけるよう、「どんな困りごとも見逃さない」をキャッチフレーズに、アウトリーチによる相談者の生活状況

把握、東部及び西部ボランティアコーナーにおけるなんでも相談窓口、地域サロンなどへの出張相談など、市民が身近な場所で気軽に相談ができるよう、相談支援機能の充実と体制強化を図ります。

③ 生活福祉資金貸付事業 生福

低所得世帯、障害者手帳の交付を受けた方のいる世帯、日常生活上の介護を必要とする高齢者世帯、失業者等、日常生活全般に困難を抱えている世帯に対して生活福祉資金等の貸付けを行います。[福祉費（生業費、技能習得費、出産・葬祭費、療養・介護費、転居費、住宅改修費、障がい者用自動車購入費等）、災害援護費、教育支援資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金]

また、生活支援、就労支援については小平市、ハローワーク等と連携を図りながら対応します。

④ 生活困窮者自立支援事業 困窮

生活困窮者が困窮状態から早期に自立することを支援するため、低所得者や離職者に対して生活及び就労等に関する相談支援、家計相談、学習支援を行うとともに、関係機関との連携と広報の強化に努めます。

⑤ 受験生チャレンジ支援貸付事業 低所得

低所得世帯の子どもに対し、健やかな育成の環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもが高校・大学・専門学校を受験する際の、予備校・学習塾の費用や受験料の貸付け相談を行います。

⑥ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 生福

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、国家資格等の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、自立を促進するための資金の貸付けを行います。[入学準備金、就職準備金]

⑦ 小口貸付資金の償還 法人

小口資金貸付（生活費）の償還受付事務を行います。

4 権利擁護センターの運営

(1) 権利擁護センターこだいらの運営 福サ 成年

① 運営方針

権利擁護センターでは、市民が主体的に地域社会の中で安心した暮らしの継続が図れるよう、その権利の行使や擁護について必要なサービス・制度へつなぎ、生活課題への重層的で地域内連携が図れる支援を行います。

② 地域福祉人材養成

ア 市民を対象に権利擁護に関する各種講習・講座や啓発事業を開催し、福祉力や理解の向上を図り、住民の福祉活動を推進します。

イ 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）での生活支援員のさらなる育成に努め、拡大する新規相談や利用者支援への充実を図ります。

ウ 成年後見制度の新たな後見人の担い手である市民後見人の養成基礎講習事業を近隣7市と共に実施いたします。

エ 市内の福祉サービス事業所や権利擁護の専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）等との連携・協働を図り、質の高い支援が担える人材養成への取り組みを実施します。

③ 地域におけるネットワークの強化

福祉サービス事業者及び専門職団体等との連携強化を図り、包括的に支援が可能となる地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの推進を図ります。

④ 広報・啓発の充実

市報・社協だよりでの権利擁護事業に関する講座・講習会の広報はもとより、さらに幅広く情報を提供するため、本会のホームページや市内の協力店舗においてポスター掲示等で広報・啓発の充実を図り、制度の周知や権利擁護意識の醸成に努めます。

⑤ 福祉サービス総合支援事業

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）では、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方が地域で安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス及び書類等の預かりサービスを行うほか、金銭の収支や各種手続等の支援を図り、安心・安定した地域生活の継続に努めます。また、障がい者の福祉サービス利用等における苦情や相談についても、法律家の専門相談による質の高い的確な助言により、早期の課題解決に向けた取り組みを行います。

⑥ あんしん生活創造事業

判断能力が十分でない方が、自らの財産管理や日常生活を営むことが困難である場合に、成年後見制度の活用により地域で安心して生活を継続できるよう支援するとともに、後見人からの相談への対応や報酬助成、専門職との連絡会等、後見人に対する支援と連携を行い、成年後見制度全般のさらなる充実に努めます。また、市民後見人受任者への法人後見監督事業や本会が後見人として支援する法人後見事業も実施します。

5 障がい者地域自立生活支援センターの運営

(1) 小平市障がい者地域自立生活支援センター（ひびき）の運営

自立

① 運営方針

市内の障がい者（児）とその家族を対象として、自立支援給付、地域生活支援事業並びに各種障がい福祉施設等社会資源活用の支援、社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング及び情報の提供等の相談支援を総合的に行うことにより、障がい者（児）とその家族の地域における生活と、障がい者の自立と社会参加を支援します。

② 相談支援機能の充実

市から委託された相談支援事業、指定された特定相談支援事業、障害児相談支援事業、及び東京都から指定を受けた地域相談支援事業について、小平市と協議して安定的に提供できる体制の充実を目指します。

また、市や小平市地域自立支援協議会など関係機関と連携協働して、市内の相談支援事業のあり方を研究します。

③ 交流室の運営

障がいのある自立した方が気軽に立ち寄れる交流室を運営し、教室や行事を通じて社会生活を学ぶ機会の提供と当事者同士の交流と社会参加の支援に努めます。

社会情勢の変化に合わせ、交流室の在り方を研究します。

④ 小平市地域自立支援協議会の運営

小平市地域自立支援協議会の事務局運営を小平市に協力して携わり、小平市と関係機関・団体と協働して、障がい者の地域生活支援の推進と関係機関のネットワークづくりに取り組みます。

⑤ 「小平市障がい者運動会」の開催に協力します。

6 小平市立障害者福祉センター（たいよう福祉センター）の経営管理 障

(1) 利用者や市民の声を反映した施設経営

- ① 利用者の基本的人権を尊重し、権利擁護と透明性を確保するため、苦情解決制度の周知を図ります。
- ② 利用者の個性を尊重し、自立と自己実現を目指した支援を行います。また、利用者相互の交流や地域とのつながりが深まるよう支援します。
- ③ 身体障がい者等に対し、身体機能の維持と心身の健康を保つための訓練を実施し、日常生活に生かせるよう支援します。また、仲間との交流を通して地域でこころ豊かに暮らすための支援も行います。
- ④ 心身障がい児（2歳から小学校就学前）及び発達上の遅れがみられる児童の発達援助等のための支援を行います。
- ⑤ 言葉等の発達に遅れや障がいがある児童に対し、相談及び訓練等を行い、言葉等の発達を促すとともに、コミュニケーション能力を高めるための働きかけをします。また、保護者に対しては日常生活や発達全体の支援を含めた助言等を行います。
- ⑥ 保護者または家族の介護負担を軽減するため、障がい児・者の日中一時支援を行います。
- ⑦ 保護者または家族の疾病、冠婚葬祭等により緊急に保護を必要とする障がい児・者の緊急一時保護を行います。

(2) 福祉のまちづくりに貢献する施設経営

- ① 障がい者のニーズに応じた各種講座を開催します。障がい者スポーツ・レクリエーションの普及啓発に努め、障がい者の社会参加の促進と共生社会の実現を目指します。また、「障がい者スポーツ・レクリエーション教室」の開催にあたっては、自主サークル活動の支援と支援ボランティアの育成に努めます。
- ② 会議室等を障がい者団体やボランティア団体及び地域住民に開放します。
- ③ 地域に開かれたセンターを目指し、地域住民や各種団体との交流の場として「センター

まつり」、「暮らしのちょっとちょっと講座」を実施するとともに、「地域懇談会」に基づいて地域ニーズに応じた協働活動を行います。

- ④ 小・中学校などの福祉教育や、子どもと親の体験学習などに協力します。さらに利用者が自ら教育の場に出向くことで、障がい者理解を深める役割を担うことにより、社会貢献へとつなげていきます。
- ⑤ 東京パラリンピックに向けて、さまざまな機会を捉えて障がい者スポーツ・レクリエーションの普及啓発に努め、障がい者の社会参加の促進と共生社会の実現を目指します。

(3) 本会の力を集結した施設経営

- ① 東京都及び小平市から指定を受けて実施する一般相談支援事業、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の基盤を充実し、サービス等利用計画作成等の支援の充実に努めます。相談にあたっては、本会他部門の機能を活かすことで質の高い相談事業を展開します。
- ② 指定管理者として適正かつ効率的な施設管理（経営）に努めるとともに、新たなニーズの発見と施設機能について研究します。

(4) 調査研究

利用者の中で、今後身体機能の低下により医療的な支援が必要となる方が見込まれるため、行為を限定した医療的ケアの実施に向けた研究を引き続き行います。

7 小平市立あおぞら福祉センターの経営管理 あお

(1) 利用者や市民の声を反映した施設経営

- ① 利用者の基本的人権を尊重し、権利擁護と透明性を確保するため、苦情解決制度の周知を図ります。
- ② 利用者の個性を尊重し、自立と自己実現を目指した支援を行います。また、利用者相互の交流や地域とのつながりが深まるよう支援します。
- ③ 身体障がい者等に対し、身体機能の維持と心身の健康を保つための訓練を実施し、日常生活に生かせるよう支援します。また、仲間との交流を通して地域でこころ豊かに暮らすための支援も行います。
- ④ 言葉等の発達に遅れや障がいがある児童に対し、相談及び訓練等を行い、言葉等の発達を促すとともに、コミュニケーション能力を高めるための働きかけをします。また、保護者に対しては日常生活や発達全体の支援を含めた助言等を行います。
- ⑤ 保護者または家族の介護負担を軽減するため、障がい児・者の日中一時支援を行います。
- ⑥ 保護者または家族の疾病、冠婚葬祭等により緊急に保護を必要とする障がい児・者の緊急一時保護を行います。

(2) 福祉のまちづくりに貢献する施設経営

- ① 地域に開かれたセンターを目指し、地域住民との交流の場として「わくわく納涼祭」や

「地域懇談会」を開催するほか、これまで行ってきた「あおぞら作品展」に替えて障がい者スポーツ・レクリエーションを通じての「地域交流会」を開催いたします。

- ② 地元自治会、地域住民、各種団体と協働して「地域防災訓練」を実施します。
- ③ ふれあいルームを障がい者団体やボランティア団体及び地域住民に開放します。
- ④ 小・中学校などの福祉教育や職業体験などに協力します。さらに利用者が教育の場に向き、障がい者理解を深める役割を担うことにより、社会貢献へとつなげていきます。
- ⑤ 東京パラリンピックに向けて、さまざまな機会を捉えて障がい者スポーツ・レクリエーションの普及啓発に努め、障がい者の社会参加の促進と共生社会の実現を目指します。

(3) 本会の力を集結した施設経営

- ① 東京都及び小平市から指定を受けて実施する一般相談支援事業、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の基盤を充実し、サービス等利用計画作成等の支援の充実に努めます。相談にあたっては本会他部門の機能を活かすことで、質の高い相談事業を展開します。
- ② 指定管理者として適正かつ効率的な施設管理（経営）に努めるとともに、新たなニーズの発見と施設機能について研究します。

8 たいよう福祉センター・あおぞら福祉センター共通の受託事業 障セ あお

(1) 小平市障がい者緑化推進事業

利用者とともに屋上等の緑化を推進し、二酸化炭素の削減に努めます。また、緑化の推進、保全業務への従事を通じ、障がい者の就労機会の拡大を図ります。

(2) 小平市巡回相談事業

市内の保育園、幼稚園を言語聴覚士等が訪問し、発達の気になる児童の観察、保育士・幼稚園教諭・保護者への指導、助言等を行うことにより、児童の発達を支援します。

9 地域包括支援センターの運営

(1) 基幹型地域包括支援センター中央センターの運営 包括

① 運営方針

基幹型地域包括支援センターの受託を通じ、地域包括支援ネットワークの構築や地域包括ケアシステムに向けて介護と医療などの連携強化を図り、基幹型地域ケア会議を運営することで市内全域に係わる地域福祉の向上に努めます。

また、認知症地域支援推進員配置事業では、認知症の疑いがあるが認知症に関する受診ができない方等に対し、認知症アウトリーチチーム等と協働して、状態に応じた適切な医療・介護サービスにつなげるための働きかけを行います。さらに、認知症のケア等に関する研修や認知症に関する地域課題の検討を行う会議を通して、認知症の方を支える地域の基盤づくりに努めます。その他、担当圏域の高齢者把握に努め、相談・支援や介護予防を

通じて、高齢者が安心して生活できる地域づくりに努めるとともに、自治会や関係機関と連携し、圏域の課題について協議していきます。

② 地域福祉人材育成

地域で活動する主任介護支援専門員に対して、介護支援専門員の人材育成等の役割が果たせることができるように専門職としての養成を図ります。またケアプラン指導研修の実施を通じて、市内全域の介護支援専門員や介護サービスの質的な向上を図ります。

③ 地域におけるネットワークの強化

在宅医療・介護連携を推進するため、会議や研修会の開催を通じて多職種に及び関係機関との連携、ネットワークを強化します。また、各関係機関や市民との連携強化、課題抽出の実施を目的とした地域型地域ケア会議を行うことで、基幹型地域ケア会議につなげ、市内全域に関わる地域福祉向上に努めます。

④ 広報・啓発充実

地域包括支援センター業務や活動等に関する情報を広く市民に提供するため、社協だより及び「中央センターだより」の発行やホームページ等を通して情報提供に努めます。

⑤ 小平市生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携し、協議会を開催するなど日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

また、第一層生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足しているサービスの創出、サービスの担い手の養成や活動の場の確保をはじめ、関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくりなどを行います。今年度、各地域包括支援センターに設置される第二層コーディネーターや地域福祉コーディネーターと連携を図りながら既存の概念にとらわれることなく、多面的な活動実践に努めます。

⑥ 小平市介護予防見守りボランティア事業

地域でさりげない見守り活動を行うことで、見守りを行う健康な高齢者の介護予防の促進と、見守りを必要とする高齢者の孤立化の防止を目指します。

また、見守りボランティアの数を増やし、地域での見守りや各圏域で行っている交流会を充実します。また、地域の見守り体制の構築に併せて、サロンなど誰でも気軽に立ち寄ることができる居場所づくりや、社会資源の情報収集、研究を行い、地域包括ケアシステムに向けて小平市や地域包括支援センターなどの関係機関と連携強化を図ります。

(2) 安心サービス事業 地域

① ひとりぐらし高齢者の安心サービス事業

乳酸菌飲料の配達や電話訪問を行い、安否の確認や孤独感の緩和を図ります。

また、サービス利用者に、本会登録団体による絵手紙を誕生月と正月に送ります。

該当予算略字表

法人	法人運営サービス区分	地域	地域事業サービス区分
ボラ	ボランティアサービス区分	福サ	福祉サービス総合サービス区分
成年	成年後見あんしんサービス区分	子ども	子ども広場事業サービス区分
低所得	低所得者サービス区分	生福	生活福祉資金サービス区分
自立	地域自立センターサービス区分	障セ	障害者福祉センターサービス区分
あお	あおぞらセンターサービス区分	歳末	歳末たすけあいサービス区分
包括	地域包括サービス区分	交流	高齢者交流室サービス区分
困窮	生活困窮者サービス区分	自販	自動販売機サービス区分
手作	手作り販売事業サービス区分		